

議案第131号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例を廃止する条例の制定について

資料1 制定する条例の概要について

1 廃止する基金の内容

- (1) 名称 新型コロナウイルス対策思いやり応援基金(以下、「基金」という。)
- (2) 目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた地域経済及び住民生活の支援等に資するため、新型コロナウイルス対策思いやり応援基金を設置する。

2 基金創設の経緯

市民や事業者、団体等から、新型コロナウイルス感染症対応への支援をするための寄附を希望する声が寄せられたこと、また、令和2年(2020年)5月25日に市議会において、基金創設についての決議がなされたことを契機として、基金条例を制定し、寄附の募集を開始したものの。

3 基金の廃止理由

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類に移行し、当該基金の役割が一定終了したため

4 基金への寄附の受け入れと基金の活用事業について 別紙一覧のとおり

5 基金の残額と条例の廃止の手続きについて

基金の残高は現在運用中であることから、運用期間が終了した後に残高を「ふるさとまちづくり基金」に積み立て、条例を廃止することとする(令和6年6月1日施行)。

また、「ふるさとまちづくり基金」に積み立てた基金の残高は、「宝塚市ふるさとまちづくり基金条例」に規定する「安心して暮らせるまちづくりに関する事業」として、新型コロナウイルス感染症対策等をはじめとする安全、安心のまちづくりに資する事業に活用する。

6 その他

近隣市における新型コロナウイルス感染症対策に限定した寄附の受付状況

(令和5年9月30日時点)

尼崎市 受付なし、西宮市 受付なし、伊丹市 受付なし

川西市 受付なし、三田市 受付中